

令和３年 議案第６号

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和３年３月１７日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、教育委員会の補職名のうち、専門監の名称を改める必要があるからである。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和57年三好町教育委員会規則第2号）

の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第9条（見出しを含む。）中「専門監」を「監」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(部長等の設置) 第5条 部に部長及び次長を、課に課長を置く。 2 部に参事及び監を、課に主幹、所長、館長、副主任、主任主査及び主査を置くことができる。 (監の職務) 第9条 監は、部長及び次長の指揮監督を受け、おおむね次に定める職務を行う。	(部長等の設置) 第5条 部に部長及び次長を、課に課長を置く。 2 部に参事及び専門監を、課に主幹、所長、館長、副主任、主任主査及び主査を置くことができる。 (専門監の職務) 第9条 専門監は、部長及び次長の指揮監督を受け、おおむね次に定める職務を行う。